

第  
5009  
号

(2-2)

READAS  
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 6月23日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ みなし仕入率と経過措置

**Q**：消費税の簡易課税制度のみなし仕入率が改正になりますが、経過措置は設けられていないのですか？

**A**：次のような経過措置が設けられています。

### 【解説】

平成26年度の税制改正で、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率が、平成27年4月1日以後開始事業年度から金融業、保険業の仕入率が60%から50%に、また不動産業の仕入率が50%から40%に見直されることとなりました。

簡易課税制度とは、課税売上高に係る消費税に一定の割合を乗じた金額を仕入に係る消費税額とする特例で、この適用を受けるには、適用を受けようとする課税期間の開始の前日までに届出書を提出しなければならないのですが、今回の消費税のみなし仕入率の改正の関係で、平成26年9月30日までに届出書を提出した場合には、平成27年4月1日以後開始課税期間であっても、簡易課税制度の強制適用期間においては、旧仕入率が適用される経過措置が設けられています。

たとえば、3月決算法人で一般課税の適用を受けている法人が、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税期間について、簡易課税制度の適用を受けるとして、平成26年9月30日までに消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税期間と平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間については、旧仕入率が適用されます。

